

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会	
開催日時	令和5年8月31日(木) 午後2時10分から午後3時00分まで	
開催場所	上尾市役所 行政棟3階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	渡辺 英人 会長	
出席者(委員)氏名	高松 佳子、須賀 聡、長島 優香、布施 俊輔、高橋 晴美、 小山 晴久、浅子 工、遠山 将央	
欠席者(委員)氏名	須賀 好和	
事務局(庶務担当)	総務課：石川課長、田村主幹、梅津副主幹、原田主任、秦主任	
会 議 事 項	議 題	
	<p>(1) 審議</p> <p>① 上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領の策定について</p> <p>(2) 報告</p> <p>① 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について</p> <p>② 改正個人情報保護法の施行に伴う報告</p> <p>(3) その他</p> <p>① 上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について</p>	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0 名
会議資料	別紙のとおり	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 5 年10月30日</p> <p style="text-align: right;">議 長 の 署 名 <u>渡辺英人</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
総務課長	<p>ただいまから、令和5年度第1回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。本日は委員の出席が過半数に達しておりますので、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定に基づき審議会が成立したことを報告いたします。</p> <p>それでは、改めて会議を進めてまいります。 まず、事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局	<p>【資料の説明】</p>
総務課長	<p>それでは、議事の進行を渡辺会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>議事に先立ちまして、本審議会の会議公開・非公開の決定をさせていただきます。上尾市では審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会運営の透明性・公正性を確保し、開かれた市政の推進を目指しています。本審議会につきましては、個人情報を含む審議である場合を除いて、平成14年度から原則公開としています。そこで、委員の皆様にお諮りいたします。本審議会の原則公開について、ご異議のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、本審議会は原則公開をもって運営いたします。本日、傍聴者はおりますでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴者はおりません。</p>
議長	<p>それでは、本日の議事に移ります。本日の議事は、(1) 審議、(2) 報告(3) その他となっております。</p> <p>まず、(1)の「上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領の策定について」の審議でございます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【以下の資料に沿って説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領の制定について（諮問） ・ 上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領（案） ・ 上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領（安全管理措置）
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p>
布施委員	<p>要領（案）についてお伺いします。</p> <p>第3条第1項と第2項に「法第66条第1項」とありますが、第1条に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」と書かれているので、第3条第1項と第2項においても、「個人情報保護法」と記載した方が良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。修正いたします。</p>
議長	<p>私からも質問させていただきます。</p> <p>民生委員など、市から個人情報を受け取る人たちに対して、適切な取り扱いの教育、指導等を行うのか。</p>
事務局	<p>担当課が教育、指導を行うよう、総務課から各課に働きかけます。</p>
長島委員	<p>他自治体の同等の要領などを見ると、総括保護管理者が個人情報に係る重要事項の決定を行う際は、各職員を構成員とし連絡調整会議を開催することができるなど、管理体制に関して明文化している例もありました。</p> <p>各所属によって実務の方法が全く異なると要領を作成する意味がなくなってしまうので、共通事項を決定するためにも、管理体制に関して明文化された方が良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局でも、他自治体の要領にそういったことが書かれていることは確認しており、明文化することも検討いたしました。</p> <p>個人情報の漏洩については、特定個人情報と情報セキュリティを担当する</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>課がそれぞれ別でありまして、それらとひとまとめになるかもまだ不明なので、規定しませんでした。</p> <p>それぞれの担当課と協議し、検討していきます。</p> <p>他にありますか。</p>
須賀委員	<p>物理的安全管理措置について伺います。</p> <p>不要になった情報の処分を業者に委託する場合は、個人情報の取り扱いに関して何らかの取り交わしがされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>紙の文書を廃棄する場合は、職員が溶解処分場に同行し、処分されたこと目視かつ、溶解証明書を取得しています。データの処分の場合も、何らかの証明書類の提出を求めたいと考えます。</p>
須賀委員	<p>そうすると、処分は市職員ではなく業者に委託するということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>職員で処分できるものについては対応します。職員による処分が困難な場合は、業者に委託します。</p>
議長	<p>他にありますか。</p>
高松委員	<p>例えばDV等の避難者の情報を取り扱う職員が、その事案の当事者であったとしたら、その職員は当該情報を取り扱うべきでないと考えられますが、そういったことが起こらないために、市に積極的に情報提供した方が良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>可能であればお願いします。</p>
長島委員	<p>他自治体では、一定量を超える個人情報を複製又は消去する場合、パソコンにエラーランプが点灯するなど、制御がかかるところもあるみたいですが、職員の情報の取り扱いに不備があった際に周囲が気づけるような仕組み</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>があると良いと思いました。</p> <p>システム面や制度面で、相互にフォローできる仕組みを検討していきたいと思えます。</p>
議長	<p>他にありますか。</p> <p>異議がないようなので、上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領の制定についての答申を決定いたします。</p> <p>事務局において手続きを経て畠山市長へ答申していただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして、上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領の制定についての審議を終了いたします。</p> <p>次は（２）の報告です。①「令和４年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について」と②「改正個人情報保護法の施行に伴う報告」でございます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【以下の資料に沿って報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和４年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について ・改正個人情報保護法の施行に伴う報告
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p>
高松委員	<p>上尾市は同程度の規模の他市に比べて、情報公開の申請数は多いのでしょうか。</p>
事務局	<p>県内でもトップクラスの件数です。</p>
布施委員	<p>部分公開や非公開になったもののうち、審査請求にまで至った事例はありますか。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	令和4年度につきましては、審査請求に至った事例はありませんでした。
須賀委員	件数が多い理由などあるのでしょうか。
事務局	<p>建設工事の金入り設計書を、情報公開制度により公開しているのですから件数が多くなっています。</p> <p>自治体によっては情報提供により公開しているところもありますので、金入り設計書の公開方法の見直しが今後の課題であると考えます。</p>
議長	<p>他にありますか。</p> <p>次は（３）のその他です。「上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について」でございます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【以下の資料に沿って説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営について ・上尾市公文書管理条例の制定に向けた検討について
議長	ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。
議長	家庭裁判所で実際にあった事例で、ルールに則って一定の保存期間を終了し廃棄された裁判資料について、後になって取っておけば良かった、何で取っておかなかったんだと非難されたケースがありましたが、高松委員や布施委員はどのように思われますか。
布施委員	<p>その家庭裁判所の事例と同様に、社会的に影響の大きい事件の裁判資料でも、一定の保存期間が終了したものは一律に廃棄されていました。</p> <p>そういったものについては、資料にも書かれている特定歴史公文書のように、あらかじめ選り分ける仕組みがあった方が良かったと思います。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	紙の文書でしたら保存し続けることは困難でしょうけれども、今ではデジタル化して保存することもできますし、AI の進歩によって対象のデータを検索することも容易になってきていますので、これからの時代はそのようになっていくのではないかと考えます。
高松委員	インターネット上に根拠のない情報が残り続けるのに対し、正確性が担保されている公文書が一定の保存期間をもって廃棄され、真実が分からなくなるとは望ましくないので、廃棄することには慎重であってほしいと思います。
遠山委員	公文書の保存期間について、時代によって必要性が変わってくると思われるので、保存期間の見直しも適宜実施していただければと思います。
議長	他にありますか。 本日の議事は以上でございます。 長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。議事進行を事務局にお戻しいたします。
総務課長	長時間に渡り、誠にありがとうございました。 委員の皆様には「上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領」の制定ご協をいただきまして感謝申し上げます。 本日確定した、答申書に基づき要領制定の手続きを進めさせていただき、上尾市の保有個人情報の適切な管理に努めて参りますので、よろしくお願いいたします。 次回の会議では、今後の審議会の運営について方向性を定めて参りたいと思いますので、引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。次回の会議につきましては、事務局から連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。 本日は、誠にありがとうございました。